安免下張等

二編
十四

内閣文庫
和書
類 三一七六
號
冊 四七
函 五八
架 二三

内閣文庫
番號 和 31716
冊數 47 (34)
函號 158 559

国立公文書館
National Archives of Japan

勢免天語草二編　卷之十四

外孫大名

お悠長ニ加賀大納言利家公卒去のお茶田の者人
徒山ニ登り給ふ御ゆゑ茶屋ハ例へ
ゆゑ故大納言の病氣遠ニ成ラハ何とぞ
ちやとハ茶ニ成ラハ利家公
死すべき一百日あるの茶のなのるとも茶
く書て作肥前ちやとハ人ニ成ラハ掲来

内閣文庫

祖と及ひて芳春院殿は利家の室 侯と称元より
迎まりて中されしかは 侯は年来うとましく
思ひ給へれ数物よりの儀多の人を勧めて
一罪業れ祖も勧りれい日ハ人者
しと宣ひつるとも自ら為て仕之給ふ
経仏を写せ給ひて法中よりおさめ中
へしと宣れい利家の御手を為て家祝
せるよりして愛うしこの数仏より執き敬ふ
ものは勧まるしるもの人を若

少年知れい仏罪ハ地獄ハ逆ふり
冥途ハ牛馬ハ畜を行なふ 侯ハ
所責せんとるいい先年より世を去る前家の
勇士数多なれい御乱を分ける人命
を責るけ武蔵冥途ハ勧まるよ 益
なきるなりされ乱を御乱ハ死海の沙汰
今生ハ只ひ勧りて三世ハ恭敬
いとけるい侯しては又おられ
長い国府と称乱の御文

加賀の祖父と宮ひて居いそ〳〵さも張り
るきようく〳〵なり〳〵と知ひ死るは浮世力
るきやうしよ加はすらん世見て今百七年の後
今所〳〵に書報云の天下を治めむん拙さも
天保年の人生れ張りるれいかるす
とうん故世のまの社寺〳〵分を張を張〳〵と
又ひつ〳〵世は所とる〳〵拍苦〳〵れとて
眼をこうして遠うみをしのひうれい新ひ
いよ〳〵老〳〵ひ〳〵例よ生れる新髪西

心沈れ眠芸を忘れて鶯のう〳〵拍子前
て一声之声うの先きのひ〳〵よりて張よて
車きれつうとやつ〳〵よ 安政元年
てて利家めん中を宗一郎ひてそそ
名義度之しつ 浪良橋元
加賀天領之利家公のあて警風をよさる
しそさう〳〵を見るひなるなや
うしなかすも指をうて靜よりく〳〵
もそうつひ〳〵所をれい家西を切て

弟一血をながしてもえ長敷しまるおそれ
入ゑ傷ゑ所よりおこりおのの命をうしなはんと
宮人柿を以ゆをしぼりて帯をいかりもえ
ながしてゑ刻〳〵傷敷しかるをえれい
危きことを食ることあるよ仏ゑ原まいろ
人ゑ下てえかしまるものと宮ゑ神罰以
罪ゑ方あるもの敷を指せらるべし
加賀中納言利長仕事に所の者ゑ神社の
法師ゑとして大聖寺の法を指のよ紹ゑ

大聖寺北ゑ九穴ゑ九と云まゑ二町程
隔て石寺山と云ゑ利長以山ゑ本原
を作ゑ所ゑ山口右衛門尉て町屋を構へて
移ゑ九の僧ゑ祈ひ保して法祀を
敬ゑゑ利長ゑ為せられゑ給尾の間ゑ
中りてこゑ系ゑ善ゑ右衛門利長の原動猛
世ゑを天て寺作ゑと思ひ為ゑと
ゑを為ゑ入て敬ゑゑ利長の側ゑ居し
扈従を一人ゑ宮ゑ寺敬ゑゑ利長の

際未熟徒せまりしかは南京にいりつて放ち
かれとも敵すりしと立腹して出しけれハ
三郎兵衛運命只是まてなりと南京狩か丸の階
を上り下り討て出しか遂に父子ともに討死
しけり南京是れ機嫌損し護に鉄炮の
名行ハ武勇速かなりけるや一等者のかきりハ
際中鉄砲して急ぎ隊をよせ横たへつきに
南京兵の鉄炮を放つといへとも一家しきりし
色めきけるにこそ仰に名せし利生の説

京大曾の為といひへしこれの男今加賀
北國に伝りし 雑話 筆記
加賀中納言利長公小松城主富田氏八郎宗ハ
元祿自害次の家臣文禄年中義經に随
ひ京都に出奔の後に京都へ赴き義次
の為に殉死をとけんと出家を松原に棲て
ありしく支度せなすと出立て四方より
これ満月に乱りて集りて京市のまなり流は
これ定切腹の出立しにて仰へ名付く流伝

定む然るに親類縁者の人々兄上として
良由ある一人にて盃を交せし順忠の情
を通る中にも主人定太夫激怒して切腹の
場に至るを無念に思ひきしてぞ計りける
兄弟の者諸事を捨て追ひ罵る然るに
大閤殿下より渡る所ありて今度病気の為に
狗児其父以外の者に命じ差押て狗
児は親類兄弟に崇りなりとて狗
児を殺しにしと何しらぬにる定果て法体を

中忽ちに御出家して逐電せり兄弟の
者ども後悔するに至りし跡形もなし大
笑して是ぞ故こそ定太夫殿の本心は贅
成せしを利する使者を以て一方右の金力を
遣はしき当代方へ帰りける事ありしと何とも知らずとも
主人定浄瑠璃して以来忘れ難しければ九事
狗児を仕損じ諸人の難義となり然れども
上京する子細もなし御覧ありしとて
悪せられば利益未だに沙汰を立て一万余両是

ありせば宜しきまゝ手へしくしと云出しけれとも
領得せすとき利長越中に帰られ其後何なりて
玄以の屍を読て少しされしかハ言是渕
ん解て利長の家臣杉山と知りぬされ
まゝつて家の旧臣大聖寺利長を謀て曰前
死を汚し後の名を知れと与へ給抱
まゐらせ世の見苦しよつまらす都て最上
濟へしりへハ甚て此度用へるてし謀を
入るといへとも利長いや彼にハ見あり何るとと

しかして玄以ヶ洞を用ひになれも陰の者へし
必ず又遣すへらすまして是ひしとも果
して慶長五年八月加賀大聖寺の城攻よ
進すまし地丸にまて切込て敵を数多追
靡け船数多き働をなしさるに敵を斬
まを負ひ己と首を捨切て花しき
討死せり後家臣彼緩病死し是へる家国
る今日の勝利を得て目出度く勝て利長
北ノ庄を後返せしとし今に至りて其国

武部と称し二千石を領し加州藩の新
仕手と利光ハよく冨田の者〻の行跡
人中ものる新〻きるや場り殉死を仕
指しくらい金を惜み振せるハ死を
死を決して人間の行
きるせは死ハ今日の為すべき何れそも
死せんものを制戒ハ強しもの大事の精神
を以て止めるべし郷を出の人うるさく人中を
恥きる所なる御仕様せると思へ

是して利光の人一如遠いす元を抽んて
能く討死せり其人此云つる士ハ己を知り云
の為に死すしハ丈言葉り好き云り
加賀中納言利常公仰和年人としを乃至
日元の時年人を捨よつき物るを知者
の業為ひられは利光公以の命を殺さて
年寄るものハ物の事又も知つきるり
以後の為られハ己ひしるを云の圖を元
世相後了年と云る年人を殺さて俗

えをしひて敵先所をしたゝ　古実話

加賀中納言利常公大坂の冬より功をて加賀より
御手先にたる士の為すして報恩をしと
一ウを建立し戦死の人々の追福とせられ
自ら彼等を諸侯の対先の士の親族を
呼寄せて自黄を賜ひて慰ませ給ふ
知れしをんへ父人代国の為戦死
事者ちとそうる情しをして一同に哭位
しをと　常心記後

加賀中納言利常公加州小松に居城せらるる
小松を稲葉より引き或者ち高国浅野の比
沖城にて利常公をあなどんより其人茶国の侍
国ハ何程ようと問れは利常申さる
又其何程も知のをく小勢にて
先進めるハ小勢ハ敵にまるる中なる
百宝にて敵に半分一方にて見敵を迎
其内の人感ずる　大樹の御家なる大名の
聖公浅野の者中にて此ことを伝へ

て今以てうくのとし　明治廿年

かゝる中間に利左ヱ門　湖の水より浅草中小仮宅利

北斎の美蓮花の咲い　黄金一枚五銭

たるべきものなれしを　元て長屋立ちの

小仮宅なれども別黄金一枚をおいて大石花

の元黄金を惜みかゝるき小用を慎思す

べきやとまつたるなるべい　唯禁止の札ばり

なる浅草にすまるものなる利左ヱ門の処を

て又者うれを中しるを　夢

安房なる境をなして遠方の芋畑を

毒蛇よい抜せるべ　れれを高知もして

ふ代表遊行うる帰除坊を入間の芋畑

横山長作ら指図して桑隈を抜けさせる先を

利左ヱ門もひて毒長以下を抜き中れるい

毒蛇を比処うを何とも笑ふ思ひ出して

蛇を比処る虚元をとうをい利左ヱ門

ていて来る　芋日が安房なる境をたれらう

遊行の芋畑の四(頭を指)(蛇)をせるる

わきと痛む面つきは坊主鼻堪を拵ゑ
しいれる也此ホら向すゝし光圓せすい並そら
拵ゑせし貨幣しそのうへ是を修覆て求らし之
ニまた云味をてやゝみ常に悴まり至今大りぬの
出来りしそ右様目まさ知れたる利君利口を
鼻力もんを勝りする時ハ人家まし才事を競ひ
高名学難役を更すそその芸をまたけを人に
知らまてこの人物し三本せい所し御述もせ
難簡しもいじ定めし

順良謹記

浮世絵理窟之図　又義　此尽写も絵様の図画をかゝせ
らるゝ皆当流行せし所をまて出を亡し事を述す
人の見読に本よ実るハよきものの至ツハ志紙や
すくなきものの一ツハ至て益りかし古の有
きるのみ耳目を悦れて世の中をうけしんほ
ぬ用ハよきものハ自然面白きの之以て方へ能
いんを留し見え是有る一しと好しれ
文武のゆめきとすたてまつる一し　右卒於

浮世絵花鳥図　義弘　此北斎画後由向仰と云也載附

義弘の著述「恢々録」色々義弘事蹟
を書いうるんよりるるやの色ます事
中に内侍云君主秘蔵として天下の秘蔵
仕られを大江高綱から所望をして
常元へ預り又中なるとを義弘日文祝の
事ゝんを訪まるる文文礼物のまいる所事
後に内侍云いうるゝ物の業よりかるゝ文
陣一匹の事よ物を訪ーいるるゝ長
うをゝとりゝ祝ゝんを訪すまきゝ所作を

しふ義弘よををて大しよ実に面ふらかやまう
ゝと宣ひきゝ小きるるをも其君長の見成
名誉の事ゝ大事出来
薩摩三国兵隊関ヶ原を過き出ゝ川辺りるよ
長無言行よこ所と入魂出るる事久家秘
ら長今度の西義山敬先ゝまる方長所る「き
中事ゝ仕きる義弘中るハ事久家り胴志
る所ゝ所のゝ所義を頃ー又落涙ーまる「きよ
所ゝ所よ上意の所伝沈黙ゝ様て板面目ゝ

して国乱し法紊す子又七郎家人の敵免
り給ひし日まの山威光の流儀を改元して
元亨仕と中つれは上意の免も角も斗ひ
り〳〵この事〳〵二月家人を私を命へ流儀〳〵押
掛り改改〳〵西方を騙りして十四年秋王を
ろまし殿屋敷にまよりこと〳〵 君長之法落
清津陽春斎 使を中つれは 義教
義教〳〵義教長弘四宗流儀 [illegible]
今度一流を企ん陽春斎への [illegible]

ろまし曰薩摩の国に流れしい来と京の来原宇喜の
原 大清水の恩を仕ん [illegible] 大坂月ん
ゝ [illegible] 波能力義教 [illegible] 所人
の中及返し [illegible] 〳〵
清津大陽春斎 光ゝ [illegible] 馬場 [illegible] 書画 [illegible] 水作 [illegible]
曲山道も皆〳〵 [illegible] れて [illegible] 他の及ん [illegible]
法ん [illegible] 命と云 [illegible]
[illegible] 人 宮 [illegible] 十人 [illegible] 流れ [illegible]
の [illegible] れ [illegible] 面 [illegible]

中世よりとられし物なれども拙くの事を
中ゝ中ゝ一人にて行くこと難き所なり
光久様い何とぞ中さまやと存じ申れい
彼方世を四してやりるい某い詰ゝる所
ものし只能々の食ゝ一汁二菜より拙く
拙き所ゝの事を調味し上様ゝ昔第一番も
給まき拙ゝ御膳一番して毎日さく御の
弟上ゝ成敗中せしと云しと光政も感ん
まて、ゝ思ひこと思ひしても只拙ゝ成ゝ事

拙ゝ拙ゝ世界こそ(と)言ひ(ん)
し又他邦い琉球の使者ゝ来て薩摩ゝ
遣れゝ事ゝ聞ゝ上ゝ少ゝ高ゝ
言し て板敷を抜き直す拙ゝ琉球
と言ひ事ゝ年中ゝ琉球の方ゝ
殘を遣ゝ事ゝ他邦ゝ出ゝ中の用
を勤れい都合ゝ拙ゝ中ゝ薩摩
製の他邦を交て直す(きよ)中を光久
史て三事志郷ゝ他邦い聘礼

の用ゆる為用の方書一ヶ条ハ將軍家
より御渡あり之を定せらるゝ所の法令
を以て琉球へ渡されいとて琉球へ渡海
をんるもいらんと雖送り来の意趣をわす
して琉球使者を来たりしとも知せしを
二つを考へ合せ訳を聞しに全く合か
ゆるもいと天下より以一通御渡の趣ハ
幕中御書を以て別用向申渡り以て何
御渡あの為を其伊勢十三郎と云者也

刑法を九度へ延年りる所者也別
十三郎出るよ法用書を渡されてなを知て
お殿様ハ先生を解せしよ何りるやと
必ずれりる十三郎一言もいはずして退去申
告て其仲の子細を申上て切腹を
して御使を乞申候由先ゝ之れハ子遠
十三郎を以て一言申上候ハ刑法の
延年帰せるハ士に成れ何ゝ出張の大名
延年して御自分ん[illegible]

されども工を為すこと及ばず況んや一の逆
為を為中の威と為して此れを以て
きゝ家よりめんし[illegible]
[illegible]ことを聞き[illegible]
浪人なるを以て[illegible]れ上[illegible]
のすい目をうけすに[illegible]して四月
なき家を切せんとやとの[illegible]
武し[illegible]
[illegible]

[illegible]月加賀の刑[illegible]
[illegible]
二[illegible]人[illegible]
なき人の[illegible]

松平[illegible]

[illegible]月細貴[illegible]
[illegible]
[illegible]
加州と[illegible]
[illegible]の返[illegible]

女人〳〵まよひ来り〳〵浅草に侍る間の事なり。
ら部屋住といふ者ども多くや出家する
なつまれりう浅草に侍る間〳〵今年〳〵
あまたまよひ物興を用ひるとゆゑて夫
位のうへ〳〵はの次第に今京都諸国
にてあそび申しに為ら物興をいうて出家
ら〳〵きやとて〳〵仏法に申言葉〳〵として慶安
年中の事なり都衣素絹を用ひるとや
先よい一つゆ〳〵物興井あの花の口説〳〵未

出家をきし〳〵宗旨彼所にて文度せられた
今度〳〵抑て物興用ひる〳〵人の世界なり
〳〵きやと云歌〳〵宗て出家せし〳〵と
なり世宣出家

私平蔵殿書簡　個貴　元和年中江戸大火後〳〵て
大名大諸侯なし〳〵芝辺〳〵浅草〳〵命せ〳〵
出〳〵仏大陽寺光明寺〳〵中尖〳〵として
日蓮を信ず用ゆ御貴下知〳〵て出諸の法人
と定め浅草中勢ら生産せ〳〵を乞ひ〳〵中者

雜公二千餘を定大隊の人數と定め十二
隊を一隊宛とし而して其隊毎に隊
隊番を号し歩兵隊に百法隊を以て騎兵
隊とし砲兵隊中に丁穿工下役せられ
中隊より出張せしめ押大數を以人數を扱ひ
小隊水の如き無き以下おのおの押立番配
列して如何なる相違をもし雷に変兵兼
事もせざるべきに仕出しなる後は増加の
大隊行軍もしくは射撃中若しくの号令数

千乃防舎の家屋洞穴の如く而して上陸し
て一切物を生を方物を為して敵中に
解るに大急なる為に名位論を為して
号令を為し隊の家屋を焼き
殺害し小富小寨に皆悉く焼失せり
遂て元の如く参陣し美洲交戦を為す
極お敵すし命令し隊の如き十二方合
されまして如何なる又代表の例として
男子に元より如何なるとも警戒せ

[illegible]れハ勇敢なる[illegible]ハ自分ハ出ス
[illegible]ものゝ一つなる[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
力量の[illegible]ハ[illegible]甲冑の[illegible]を[illegible]
事ハ[illegible]武の[illegible]を初メ世流ハ[illegible]
の[illegible]法[illegible]今ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
事ハ[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

器なれハ[illegible]武器の[illegible]を[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]法の[illegible]
[illegible]政宗[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

薩州を経岩城あるの境を知る先出るう
許よ役去を立氏変徒門当上移を紙紙し
ゑるまゝ政宗聊よりあか（きゆの位を取
り及諸院と寒ゝし祖父徳川秀忠出
金ゝとゆめて居を二年し九藩れ新ゝい
城を藩殿を除りやうの足紙ゆて明ゆ
ゆ入れとなるまるとこせゝ知るもつ
家氣をを中ゆつゝられ運のゝゝう事任
さゝめゝゝ伊達いあるう年代の勢ゝきてや

味方ゆんとて一方の大将ゆゝゝゝと云をいて
く今夜一夜ゆして番内ゆ及奴京を二人
も向ゝゆ年れて年代の先を頼ひ又今夜の
賞ゆし部ゝりやとて新て民家を走つりひて
逗へ入れ人ゝ集て夜討の評定しゝう
ゝ家よ水谷ゆ忠遠の書席ゝをみ出
書花の美れ紙入てゝゝも流よ金後の席
よ連てゝゝ新家を拾ゆ（きよ知ゆ邪寄
ゆ藩よ入ゝ内い孤師し芝を拾ゆすることを

中ゝ〳〵政宗祖の天性軍来の根を深て君
を敬て事し給をれをうらやゝ〳〵と敷れん
勇志の所志ある者ゆへ小の振舞
をうらやや又彼ら必境猶ら嘉を知んを以
御陣をこゝ出ん日未未の門をさうん政宗
必之入〳〵しとゝたゞ日夕ゝ〳〵ゝ望
をれを僕の様すて正ゝ〳〵ゝ海き意ゝ
や性は変ゝよきを無用中を延ゝ来て
義を陳ん日脇彼を以て運を任せゝ〳〵きやゝと

中ゝ〳〵れハ一中の人こゝ此彼をけ云根
を草稼業漁魚を初ゝ積宝毎大成
賛て秋品ゝ〳〵を美風ゝ〳〵も政宗余
ゝ〳〵つゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵
試んとて秋更て長馬三疋元彼人こゝ
散て以の外ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵
を猶ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵
刀抜て手ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵
ゝ〳〵政宗ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵

みてゐりしに又国を入るゝ後
明れと云もの門外にあり
義胤の許より使一人これ
を出て彼の人を呼て家に
ゝ彼の門に羽ケ崎の方より
の軍兵雲霞のごとく先陣出来
かゝて矢を射かけ
まを合せ
中されしに
上杉より一定なんとい政宗彼ら為
まをかゝる君の恩をもて彼ら
をかして偽き恨を忘れ別恩を施し
き彼ら道義を知れ法をなんや
手義の本永く改んと
度〳〵勅をかゝれしに
〳〵なるとそ
伊達陸奥守
政宗
まて国中

一番まいりとゝ中され一之番うハ長う
るゝ出られ出今ゝ用ゝて法名を迎さう
ゝてのるゝ仕ゝんと辞退せられ
政宗取川せるゝをかけられ出ゝるゝを
辞すして忽ち自ゝうゝ成る法名列せ
の中ゝて黄ゝと朋輩の羨をいとゞる
まれいゝ出ゝ法名ゝまいるゝ
井伊掃部頭直孝を呼出て中さゝいす
陸州まけるゝ以後代の名ゝんあ

関お供ゝ出て陸奥を投中さんゝ名
ゝ丸ゝうゝまと中さる人ゝ元ゝう力量
を人ゝるれゝ政宗ゝを御ゝ上げて投れゝ
政宗ゝと記ゝ投ゝ出ゝ
角力の名ゝるゝ
ゝゝゝ形ゝんの名ゝ
ゝゝゝ良法師

伊達陸奥守政宗 武州名物の茶碗をゝて
礼義ゝんとせゝ所ゝを訪ゝれ別ゝ意ゝ

なかりし志のふかきに政宗一生終りに感ぜられけるとなん
かりしに此茶碗價千両目なんと尊奉して
秘蔵せらるゝは惜とて茶碗を庭石に打当
微塵に碎捨られしとぞ

伊達陸奥守殿 政宗 風流才一の人にて風流の躰
ありけるにて歌もやさしき姿ありしとぞ
関の雪と題して詠る一首

さゝずとも誰かは越ん逢坂の
関の戸埋む夜半の白雪

伊達陸奥守殿 政宗 病急にして本復有まじく見
え 家光公御見舞に及ばれ御成有
よりを下され御居間迄の御成とかや
ても有し病床に有て御成を被請法
衣を以て装束に改められ家光公
さありし政宗ハ家康秀忠家光公の
前々より今まての恩も感じ給ハりなんとて
麻上下にて御成ありしかば御前にて病衣を
脱て装束し君恩の忝さを申上御前の眉目

如とて一つの道云〻して將軍家と雲家
の業をたゝせ給ひ[illegible]の[illegible]弱死の[illegible]
[illegible]盛[illegible]〻又[illegible]家の[illegible]として[illegible]男[illegible]
[illegible]〻[illegible]〻[illegible]方[illegible]宮[illegible][illegible]
[illegible]〻[illegible]盛[illegible]〻[illegible]押[illegible]遠[illegible][illegible]れ[illegible]
二代目を繁昌させんの計[illegible]史人〻[illegible]
[illegible]三甲冑[illegible]像を[illegible]〻[illegible]今[illegible]
[illegible]良[illegible]

[illegible]政宗[illegible]

[illegible]書[illegible]何[illegible]眼の[illegible]

[illegible]天[illegible]石の[illegible]位[illegible]人の[illegible]
[illegible]〻[illegible]〻[illegible]乳母[illegible]兵[illegible]小[illegible]
[illegible]出[illegible]日[illegible]の[illegible]切[illegible][illegible]
[illegible]痛[illegible][illegible]の[illegible]を[illegible]れ[illegible]例[illegible]
[illegible]用[illegible]深[illegible]所[illegible]兵[illegible]
[illegible]命[illegible]義[illegible]む[illegible]
[illegible]甲[illegible]政[illegible]宗[illegible]切[illegible]
[illegible]れ[illegible]血[illegible]流[illegible]郷[illegible]政宗[illegible]死[illegible]
兵[illegible]天[illegible]責[illegible]

い眼をとしるる矢を射て三日ゝ
腐歯の矢を射出るとゝ中量政まゝり
ものゝ中にきよさはの仲中毒と成を切
きてのさけしきる時生きるに毒生し一眼
を以て霊宗の毒もゝ神せしもゝ五ゝ元舎
後の海もゝ伝の海子不天やゝうゝかいん
出生して毒命ゝ大坂者へしゝ出原武巧の
部屋

伊達陸奥守宗城公内義左右ゝ国ゝ為て能無月の時

政宗ゝ用よゝうゝとして薩松又ゝ下薩よゝ足
海ゝうゝれゝ政宗ゝ毒ゝ海ゝ毒ゝ海ゝうゝ
又四年毒ゝて政宗の毒生二ツ三ツ一ツ政宗
毒ゝしきて毒ゝ毒ゝ毒ゝ毒ゝ毒ゝ
ゝ毒ゝ毒ゝ中毒ゝて毒ゝ毒ゝ政宗の
日ゝの毒ゝ毒ゝ毒ゝ中ゝ毒ゝ毒ゝ
出ゝ毒ゝ毒ゝ毒ゝ毒ゝ毒ゝ毒ゝ毒ゝ
ゝ毒ゝて毒ゝ毒ゝ毒ゝ毒ゝ毒ゝ毒ゝ
ゝ毒ゝ毒ゝ毒ゝ毒ゝ毒ゝ薩松毒ゝ
ゝ毒ゝ毒ゝ毒ゝて政宗毒ゝ毒ゝ毒ゝ

[illegible]入るべきはいくらも有よ第一はめとそ[illegible]
川をりれは第一はせきてもあるを始るしわ[illegible]
よ二ツる所をしるしとし　はしめよりは松平[illegible]
十三歳の時[illegible]
[illegible]始千石[illegible]　初陣十三歳
伊達陸奥守殿　政宗　山岳[illegible]
大坂より[illegible]
の[illegible]海[illegible]
[illegible]

の[illegible]感[illegible]　[illegible]
松平陸奥守殿　政宗　日[illegible]大阪指ぬきて
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

東照宮　吉法院様（徳川吉宗）
尚ゝ御の御事ゝも御中上知御
上意を蒙りひとて法華経書
○　親王政宗公御宴の儀ゝ天酔して
石大臣様をぬき捨ゝ法華の宮ゝ
法様をぬきして入ゝれい中みを
よゝ　大勢ゝ入られ法華経書れ
ゝ　武人（此様）ゝ
松平陸奥守殿　政宗公御の儀御

松平陸奥守殿　政宗　御家

御能しも掃除する所に大雪の降る

掃除人とも階下の庭を掃出さる政宗

之を小耳に聞れ給て そうれ御茶声を

うけて茶入て掃く（〜何ぞ（の天女

面として兼置する所きる）人の自

庭うめ所なるを茶入る所袋の茶を云ひ

うこと毎政宗御茶よの所ひりいと言事

出政の志ゆへ〜を中絶所なる波多野

志ゆも人の天女所なる茶入よこと云ふ能

袋なる）何ぞ政宗の茶の茶

ゆうるす間うる所なれと行）何茶

ちよ感〜若既なる所言ゆうるを

謝〜をうるを）を平將士当後下月

松平陸奥守殿　政宗　恩顧の町人　若州上所伝家

何ぞ〜ふ志何ぞ政宗の洋（茶屋陸何茶

元次ゆて安陸元ゆ潰名安所とう為

を生せり政宗茶を何て法大名

まことに死苦にせまる事で陸阿弥へ申
されけるハ此節ハ定き在金ハ何方にも無之へ
くれ候佐渡屋へ始てからの礼謝銀に（さき
申之陸阿弥申けるハ誰に勝れたる此度
までに佐渡屋ハ紫硯を以て心配色々在外
ままに無理を求め取政屋に代りて申付れは
政宗卿の寄附かき今までハ箱で納させる事之
價を以買求めしたるか又ハ偽作へ入るを一所に
られつることしるびけるに紫硯に気なることに何れハ

ぬすみ出したる迄也 書附を以 右の次第申立
紫硯の事を知れて居たる佐渡屋へ尋ねしに
得たる佐渡屋申様なるハ若狭の浪人今川
求馬と申者紫硯のよしを以て取に追年国
窮に及び紫硯を入れ置年限立ちて其まへの
事をまたくてたる由之政宗卿遣御とは
金子又候右今川求馬を尋ね在所子孫
了佐渡屋ハいかなる事よりも見られと迷惑
りきたるをせんかたなし 陸阿弥申て隠に由

れはかもんの変じて[illegible]万志ハ清
入給ひ故ハ[illegible]て海底[illegible]ハ[illegible]れ
り花中歌ハこのして海底入れ[illegible]
右の名歌百[illegible]の海底出られは政宗[illegible]
られ[illegible]ハ最初[illegible]の中[illegible]
[illegible]奥州より[illegible]の中[illegible]
[illegible]右の[illegible]西宮[illegible]入[illegible]ハ
[illegible]てハ叶ハ[illegible]事
[illegible]は今川[illegible]人の

[illegible]の地[illegible]
[illegible]れは一生[illegible]
[illegible]奥州[illegible]政宗[illegible]の
[illegible]れは目[illegible]
[illegible]清[illegible]の神[illegible]氏
[illegible]ハ[illegible]の外神と[illegible]
[illegible]て用[illegible]
[illegible]を人[illegible]
[illegible]恩[illegible]

修学し女色より妻子を近へ勤番を
積て足軽大将に出世しけり政宗不
足軽の恩恵にて彼人を得れけりと
人こぞりて嘆美す　宰相忠宗徳

松平陸奥守殿　忠宗　明暦三年天下大火の時中
道使ありし也中曰今日の大火類焼諸勤
御の者さまよひて難人を二十日余
品川千住坂口をもつかしめ出を渡を
まかさき君の御称詠

松平陸奥守殿　綱村　敬智流の絵上手を好絶
仙台へ書し給ひ絵を出さしむ又京来
の絵の上手は何も代々の者出師に仕るを
召ぬるも取りせしおちし描をして百絵の
極意をしるしてそれ田舎風儀にしるひ
墓り此書を見るに六十余年にて日を定
出しるさに描ましうこと居中に至りて描
当勝を取りれは中将宣ひしは嫁家中
の右勝に勝られは上の日ともに見へうる家敷

も多き人の中まゝ文格をのゝてゆん
や一人よ見ちとて所存なる加子被爲
人ゝ年も如何なる人も為ゝ主
役勤急ゝす陸奥ゝ陸奥ゝ少長法元

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan